

自主防災組織活動事業補助金(訓練) 申請について



1 自主防災組織活動事業補助金(訓練)について

(1)概要

当補助金は、自主防災組織が実施する防災訓練に対し、補助を行うものです。

(2)補助対象団体

富山市長に自主防災組織結成届を提出し、受理されている組織であること。

(3)補助対象経費など

①補助対象

訓練の内容

- ①初期消火訓練 ②避難誘導訓練 ③図上訓練 ④避難所開設運営訓練
- ⑤救出救命訓練 ⑥防災士による防災講座 ⑦消防局出前講座 ⑧水害対策訓練
- ⑨その他訓練

補助対象経費

原則、訓練の中で使用する消耗品などに係る費用を対象とします。

補助対象経費の例：

飲料(訓練に適さないものは除く)、茶菓子、文房具、訓練案内及び資料印刷、ラミネート、訓練用消火器、軍手、ブルーシート、土のう、ロープ、段ボール、カッター、ガムテープ、燃料、電池、訓練会場及び防災資材の借用、炊き出し訓練用の材料、傷害保険加入、電気機械部品など

※講師への謝礼金額は、2000 円までが補助対象となります。

※講師が行政機関(国、県、市防災課・消防等)の場合、謝礼は不要です。

※飲料と茶菓子(非常食を含む)の合計金額が、一人あたり 500 円を超える場合は、事前に防災課へご相談ください。

②補助率および補助限度額など

補助率：

防災訓練に係る補助対象経費の全部もしくは一部

補助限度額：

防災訓練1回につき、上限1万円 ※千円未満切り捨て

補助限度回数：

1組織あたり、年度4回まで



2 手続きの流れ

自主防災組織	①補助金交付申請書の提出 防災訓練実施後に、提出してください。 <申請書類> ・補助金交付申請書(防災訓練実施事業用)(様式第4号) ・事業実施書(様式第5号) ・収支決算書(様式第6号) ・訓練写真 ・振込依頼書 ・委任状 ※債権者と口座名義が異なる場合に提出 
---------------	---



市役所	②交付決定、補助金額の確定および支払い 市役所にて、申請内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定、補助金額を確定し、補助金を指定の口座へ振り込みます。 ※千円未満切り捨て
------------	---

3 その他

- (1)防災士による防災講座については、下記の場合を補助対象とします。
 - ・防災課に防災講座申込書を提出し、防災講座を実施した場合
 - ・講師が防災士資格を有することが確認できた場合
- (2)市が主催する訓練等への参加については、本補助事業の対象ではありません。
- (3)防災訓練の実施に加えて、訓練費に係る物品等が写真で確認できない場合は、補助金を交付できないことがあります。
- (4)3月に訓練を実施したものについては、補助金交付申請書を原則年度内にご提出ください。
- (5)複数の自主防災組織が参加する、同一日時・同一場所で開催する防災訓練については、下記の場合は補助対象外となります。
 - ・町内単位等の自主防災組織が当補助金の交付を受けた場合、当町内等を含む小学校区及び連合町内会を単位とする自主防災組織からの交付申請。
 - ・小学校区もしくは連合町内会を単位とする自主防災組織が交付を受けた場合、当自主防災組織に含まれる町内単位等の自主防災組織からの交付申請。